

鶴見川流域水害対策計画 用語集

鶴見川水系流域水害対策計画 用語集

[あ 行]..... 1

一級河川【いっきゅうかせん】

一級水系【いっきゅうすいけい】

雨水浸透阻害行為【うすいしんとうそがいこうい】

雨水滞水池【うすいたいすいち】

雨水貯留管【うすいちよりゅうかん】

雨水貯留浸透施設【うすいちよりゅうしんとうしせつ】

越水【えつすい】

オープンスペース【おーぷんすぺーす】

[か 行]..... 3

河岸【かがん】

河床【かしょう】

河床勾配【かしょうこうばい】

河川管理者【かせんかんりしゃ】

河川区域【かせんくいき】

河川敷【かせんじき】

河川整備基本方針【かせんせいびきほんほうしん】

河川調整池【かせんちょうせいち(かせんちょうせいいけ)】

河川法【かせんほう】

河道【かどう】

河道拡幅【かどうかくふく】

河道掘削【かどうくっさく】

幹川流路【かんせんりゅうろ】

基準地点【きじゅんちてん】

基本高水【きほんたかみず】

計画高水位【けいかくこうすい】

計画高水流量【けいかくこうすいりゅうりょう】

下水道管理者【げすいどうかんりしゃ】

下水道計画区域【げすいどうけいかくくいき】

工事実施基本計画【こうじじっしきほんけいかく】

洪水【こうずい】

高水敷【こうすいじき】

洪水調節施設【こうずいちょうせつしせつ】

洪水ハザードマップ【こうずいはざーどまっぷ】

洪水予報河川【こうずいよほうかせん】

護岸【ごがん】

国土交通省管理区間【こくどうつうしょうかんりくかん】

【さ 行】..... 9

左岸・右岸【さがん・うがん】

市街地【しがいち】

市街地率【しがいちりつ】

止水板【しすいばん】

支川【しせん】

自然地【しぜんち】

自然排水区域【しぜんはいすいくいき】

斜面林【しゃめんりん】

浚渫【しゅんせつ】

親水施設【しんすいしせつ】

浸水想定区域【しんすいそうていくいき】

浸水被害【しんすいひがい】

浸透ます【しんとうます】

新流域整備計画【しんりゅういきせいびけいかく】

水系【すいけい】

総合治水対策【そうごうちすいたいさく】

総合治水対策特定河川【そうごうちすいたいさくとくていかせん】

【た 行】..... 13

台地【だいち】

玉石積み護岸【たまいしづみごがん】

築堤【ちくてい】

治水【ちすい】

治水安全度【ちすいあんぜんど】

調整運転【ちようせいうんてん】

調整池【ちようせいち(ちようせいいけ)】

調節池【ちようせつち(ちようせついけ)】

堤防【ていぼう】

透水性舗装【とうすいせいほそう】

特定都市河川【とくていとしかせん】

特定都市河川浸水被害対策法【とくていとしかせんしんすいひがいたいさくほう】

特定都市河川流域【とくていとしかせんりゅういき】

特別警戒水位【とくべつけいかいすい】

都市洪水【としこうずい】

都市浸水【とししんすい】

都市浸水想定区域図【とししんすいそうていくいきず】

[な 行]..... 17

内水排除ポンプ【ないすいはいじよぼんぷ】

内水被害【ないすいひがい】

根継ぎ護岸【ねつぎごがん】

[は 行]..... 18

背後地【はいごち】

バク【ばく】

破堤【はてい】

氾濫【はんらん】

ビオトープ【びおとーぷ】

光ファイバーネットワーク【ひかりふあいばーねつとわーく】

普通河川【ふつうかせん】

防災教育【ぼうさいきょういく】

防災調整池【ぼうさいちょうせいち(ぼうさいちょうせいいけ)】

放水路【ほうすいろ】

保水・遊水機能【ほすい・ゆうすいきのう】

保全調整池【ほぜんちょうせいち】

堀込み河道【ほりこみかどう】

本川【ほんせん】

ポンプ場【ぼんぷじょう】

ポンプ排水区域【ぼんぷはいすいくいき】

[ま 行].....	22
水再生センター【みずさいせいせんたー】	
盛土【もりど】	
[や 行].....	23
谷戸【やと】	
遊水地【ゆうすいち】	
[ら 行].....	24
流域【りゅういき】	
流域整備計画【りゅういきせいびけいかく】	
流域対策【りゅういきたいさく】	
流出形態【りゅうしゅつけいたい】	
流出抑制施設【りゅうしゅつよくせいしせつ】	

[あ 行]

・ 一級河川【いっきゅうかせん】

一級河川とは、河川法に基づいて重要な川として国土交通大臣が指定した川のことをいい、全国の一級河川は109水系あります。鶴見川も一級河川に指定されています。

(P.1,6,9,10,22)

・ 一級水系【いっきゅうすいけい】

一級水系とは国土保全上または国民経済上特に重要な水系のことをいい、国土交通大臣が直接管理します。全国で一級水系に指定された水系は、109水系です。

(P.6)

・ 雨水浸透阻害行為【うすいしんとうそがいこうい】

雨水浸透阻害行為とは宅地等にするために行う土地の形質の変更や土地の舗装等による雨水が浸透しやすい土地から雨水が浸透しにくい土地への浸透機能が阻害される行為のことをいいます。

(P.20,36)

< 許可を必要とする雨水浸透阻害行為の例 >

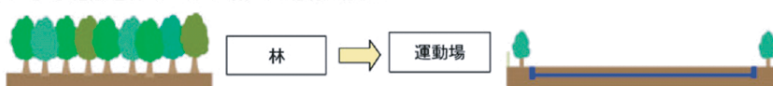
1. 「宅地等」にするために行う土地の形質の変更



2. 土地の舗装



3. 排水施設を伴うゴルフ場、運動場の設置



4. ローラー等により土地を締め固める行為



・ 雨水滞水池【うすいたいすいち】

雨水滞水池とは、合流式下水道において、川や海に放流される汚濁負荷量の削減をはかるため、降雨の初期に雨水吐き口やポンプ場から放流する汚水混じりの雨水を一時的に貯留する施設をいいます。

(P.10)

・ 雨水貯留管【うすいちよりゅうかん】

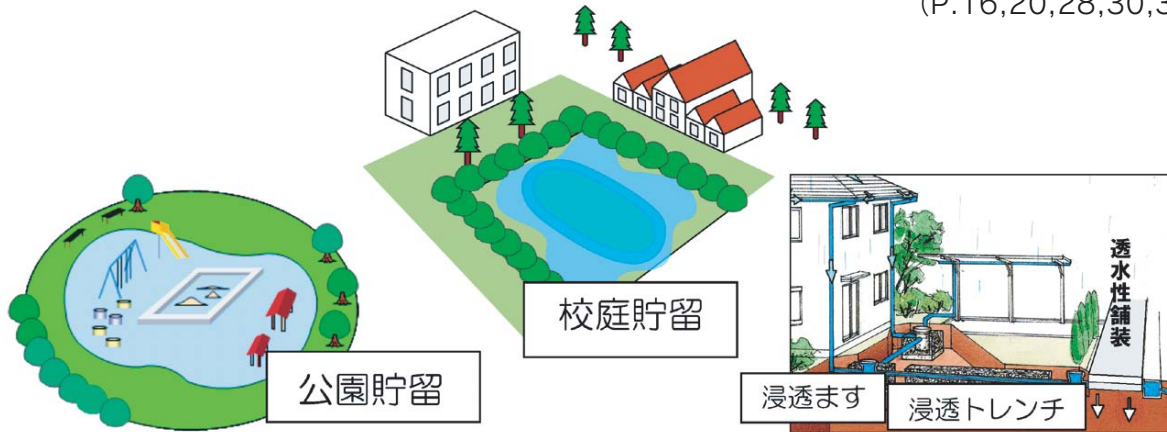
雨水貯留管とは、地下に埋められた大きな管で、雨水を一時的に貯めて浸水を防ぎます。

(P.9,10,28,31)

・ 雨水貯留浸透施設【うすいちよりゅうしんとうしせつ】

雨水貯留浸透施設とは、都市部における保水・遊水機能の維持のために、雨水を積極的に貯留・浸透させるために設けられる施設のことをいいます。貯留施設としては、各戸貯留・団地の棟間貯留・運動場・広場等の貯留施設などがあり、浸透施設としては、浸透ます・浸透井・透水性舗装・浸透トレンチなどがあります。

(P.16,20,28,30,36)



・ 越水【えっすい】

越水とは、増水した河川の水が、堤防の高さを超えてあふれ出す状態のことを言います。あふれた水が堤防の裏のりを削り、破堤を引き起こすことがあります。

(P.26,33)

・ オープンスペース【おーぷんすぺーす】

オープンスペースとは、都市の中で、建築物などが無い緑地空間をいいます。公園、ポケットパーク（中高層ビルが建ち並ぶ街の一角などに設けられる公園）、河川空間など防災上の役割を担っているほか、都市内での遊びやレクリエーションなどの場として重要視されています。

(P.21)

[か 行]

・ 河岸【かがん】

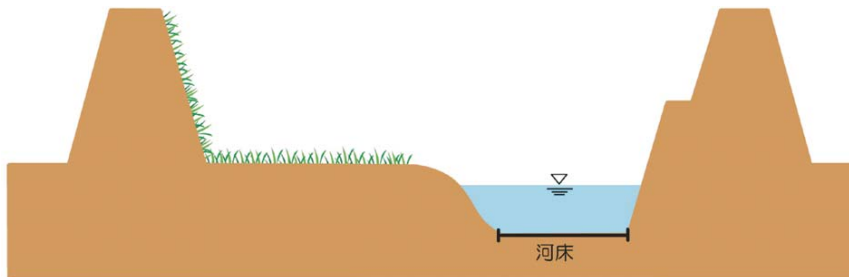
河岸とは、流水に接する高水敷等の水際部のことで、護岸を整備していることもありますが、自然のままの箇所もあります。そのような箇所を、自然河岸といいます。

(P.7)

・ 河床【かしょう】

河床とは、流水に接する川底の部分のことです。

(P.7,12)



・ 河床勾配【かしょうこうばい】

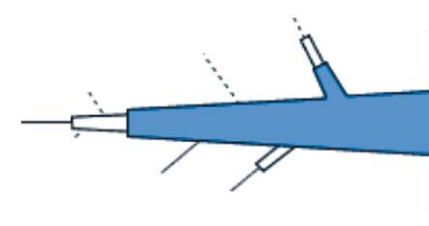




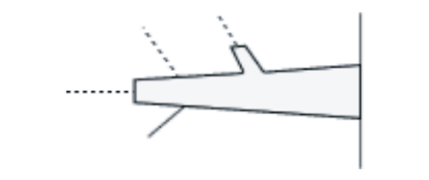
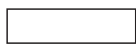





河床勾配とは、水の流れている川底部分の縦断勾配のことをいいます。河床勾配は一般に、上流では大きく下流では小さくなっています。

(P.12)

・河川管理者【かせんかんりしゃ】

河川は、公共に利用されるものであり、その保全や利用については適正に行なわなければなりません。この管理について、権限と義務をもつ者が河川管理者です。一級河川については国土交通大臣、二級河川については都道府県知事、準用河川については市町村長が該当します。

(総説,P.5,16,20,21,28,30,32,33,34,35)

水系	模式図	河川別	管理者
一級水系		一級河川 大臣管理区間  指定区間  準用河川  普通河川 	国土交通大臣 都道府県知事 市町村長 地方公共団体
二級水系		二級河川  準用河川  普通河川 	都道府県知事 市町村長 地方公共団体
単独水系		準用河川  普通河川 	市町村長 地方公共団体

・河川区域【かせんくいき】

一般的に河川区域とは、堤防と堤防に挟まれた河川の敷地全体のことをいいます。河川区域には河川法が適用されます。

(P.30)

・河川敷【かせんじき】

河川敷（高水敷）とは、複断面の形をした河川で、常に水が流れる低水路より一段高い部分の敷地のことをいいます。平常時にはグラウンドや公園など様々な形で利用されていますが、大きな洪水の時には水に浸かってしまいます。

(P.7)

・河川整備基本方針【かせんせいびきほんほうしん】

河川整備基本方針とは、河川法第16条により河川管理者は基本高水流量その他、河川工事及び河川の維持についてその基本となるべき方針に関する事項を定めるものであり、水系一貫した河川管理を行う上で極めて重要です。河川整備基本方針を定めようとするときは、河川審議会の意見を聞く必要があります、またこの方針を定めた時はこれを公表しなければなりません。

(P.6,34)

・河川調整池【かせんちょうせいち（かせんちょうせいいけ）】

河川調整池とは、河川管理者が都市洪水による被害の防止を目的として設置する雨水貯留浸透施設のことをいいます。

(P.28,30)

・河川法【かせんほう】

河川法とは、河川に関する法律のことをいい、第1条には次の記述があります。

(目的)

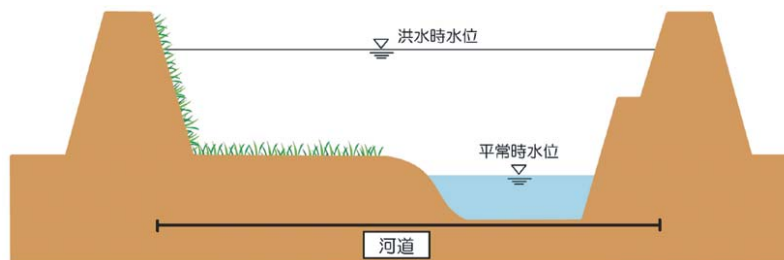
第1条 この法律は、河川について、洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もつて公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。

(P.6)

・河道【かどう】

河道とは、平常時もしくは洪水時に流水が流下する区間のことです。

(P.6,7,8,12,21,28,29,30)



・河道拡幅【かどうかくふく】

河道拡幅は、川の幅を広げる事で、洪水が流れる面積を広くし、より多くの洪水が流せるようにすることをいいます。

(P.30)

・河道掘削【かどうくっさく】

河道掘削とは、洪水時の川の水位を低下させるため、川底を掘り下げたり高水敷を掘削したりすることです。

(P.29)



・ 幹川流路【かんせんりゅうろ】

幹線流路とは、最大流量をもつ流路（本流）をいいます。

(P.1)

・ 基準地点【きじゅんちてん】

基準地点とは、洪水を防ぐための計画を作成するときに代表となる地点のことをいいます。この地点で基本高水のピーク流量や計画高水流量を定め、その河川の改修計画を作成します。

(P.6)

・ 基本高水【きほんたかみず】

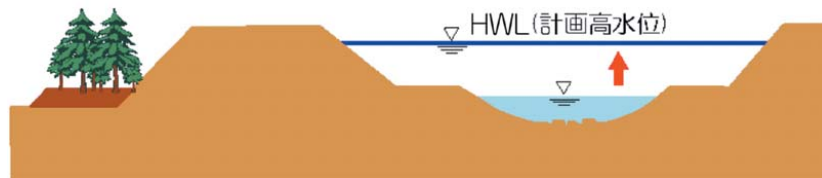
河川整備基本方針の中で決定される洪水防御の基本となる流量のことで、基準地点に設定されます。基本高水は、時間変化で表した波形で表現され、その最大流量が「基本高水のピーク流量」です。

(P.6)

・ 計画高水位【けいかくこうすい】

計画高水位とは、計画高水流量が河川改修後の河道断面（計画断面）を流下するときの水位で、堤防や河道の設計の際に基準となります。HWL（High Water Level）と記述することもあります。

(P.29)



・ 計画高水流量【けいかくこうすいりゅうりょう】

計画高水流量とは、河川整備基本方針の中で決定される洪水防御の基本となる流量のうち、基準地点において発生する基本高水を洪水調節施設により調節し、主要な地点で設定される流量のことです。河道を設計する場合に基本となる流量です。

(P.6)

・下水道管理者【げすいどうかんりしゃ】

下水道は市街地における浸水の防除及び都市環境の整備向上や公共用水域の保全等の役割を担っており、下水道の設置、改築、修繕、維持管理を行う義務と権限を持つ者が下水道管理者です。公共下水道については、原則として市町村（都道府県は協議の上管理を行うことができる）、流域下水道については、原則として都道府県（市町村は協議の上管理を行うことができる）、都市下水路については、原則として都道府県（市町村は協議の上管理を行うことができる）と下水道法に定められています。

(総説,P.20,21,28,31,32,33,34)

・下水道計画区域【げすいどうけいかくくいき】

下水管きよを敷設して、排水が可能になる区域を下水道計画区域といいます。下水道法では、下水（汚水または雨水）を排除すべき区域を「排水区域」、排除された下水を終末処理場で処理することが可能な区域を「処理区域」と定義しています。

(P.10)

・工事実施基本計画【こうじじっしきほんけいかく】

工事実施基本計画とは、旧河川法（昭和39年）の第16条により、河川管理者は計画高水流量、その他、河川工事の実施についてその基本となるべき事項を定めるものであります。工事実施基本計画は河川審議会（現社会資本整備審議会）の意見を聴いて定めます。

(P.6)

・洪水【こうずい】

台風や前線などによって流域に大雨が降った場合、川の水位が上昇し、川を流れる水の量が急激に増大します。このような現象を洪水といいます。一般には、川から水があふれ、氾濫することを洪水と呼びますが、河川管理上は氾濫を伴わなくても洪水と呼びます。

(総説,P.6,7,12,16,21,26,28,29,30,33,34)



・高水敷【こうすいじき】

高水敷（河川敷）とは、複断面の形をした河川で、常に水が流れる低水路より一段高い部分の敷地のことをいいます。平常時にはグラウンドや公園など様々な形で利用されていますが、大きな洪水の時には水に浸かってしまいます。

(P.7)

・洪水調節施設【こうずいちょうせつしせつ】

洪水調節とは、一時的に洪水流量の一部を貯めることを言い、下流の河道に流れる流量を減少させることをいいます。洪水調節施設とはそのための施設のことで、ダムや遊水地などが該当します。

(P.7,21,28,29,30)

・洪水ハザードマップ【こうずいはざーどまっぷ】

洪水ハザードマップとは、河川管理者が作成する浸水想定区域図をもとに、自治体が作成するものであり、堤防が決壊した場合に予想される「浸水の区域」や「浸水の深さ」、危険が迫った場合の「避難所」などが示されています。

(P.21,34)

・洪水予報河川【こうずいよほうかせん】

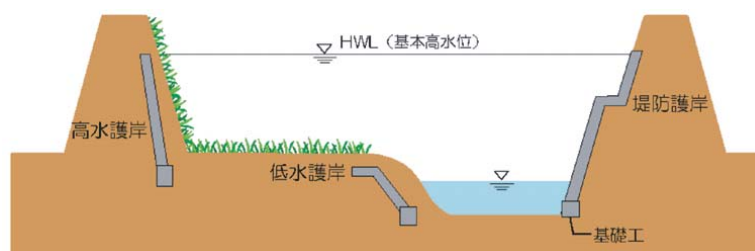
水防法に基づき国土交通大臣と気象庁長官が共同して洪水予報を行う河川のことをいいます。洪水予報河川に指定されると、洪水が発生する恐れがある場合に、国土交通省が河川の水位又は流量を、気象庁が降水量などの気象を予測します。両者が共同で水防団や関係行政機関、及び放送機関・新聞社等の協力を得て地域住民の方々へ洪水注意報、洪水警報、洪水情報の三段階で洪水に関する情報を提供します。

(P.34)

・護岸【ごがん】

護岸とは、河川の流水による浸食から河岸や堤防を守るために、設けられる施設のことで、堤防法面に施工する堤防護岸と、低水路の乱流を防ぐ低水護岸があります。

(P.6,7,8)



・国土交通省管理区間【こくどうつうしょうかんりくかん】

一級水系については国土交通大臣が管理しますが、その中で国土交通大臣が直接管理する区間を管理区間といいます。また、国土交通大臣が指定し都道府県等が管理する区間を指定区間といいます。ただし、鶴見川水系河川整備計画では、誰が管理しているのか、わかりやすくするため、国土交通省管理区間、東京都管理区間、神奈川県管理区間、横浜市管理区間と表記しています。

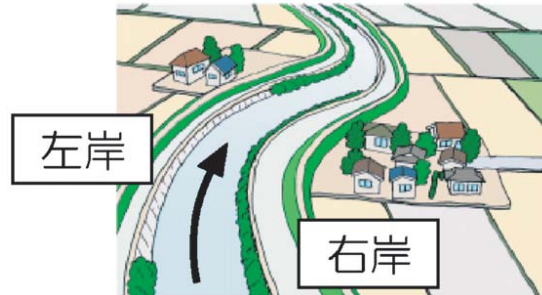
(P.6,16,26)

[さ 行]

・左岸・右岸【さがん・うがん】

川の流下方向に対して右側の岸を右岸、左側の岸を左岸といいます。

(P.29)



・市街地【しがいち】

市街地とは、人家や商店・ビルなどが建ち並び、農地や自然のままの林・草原などが見られなくなった地域のことをいいます。

(P.1,20,33)

・市街地率【しがいちりつ】

市街地率とは、あるエリア内ですでに市街地となっているエリアの面積の比率のことをいいます。

(P.3)

・止水板【しすいばん】

河川や下水道が溢れた場合、地下施設等への浸水を防ぐために設置される板状のものをいいます。

(P.37)

・支川【しせん】

支川とは、本川に合流する河川のことをいいます。また、本川に直接合流する支川を「一次支川」、一次支川に合流する支川を「二次支川」と、次数を増やして区別します。

(P.5,6,10)



・ 自然地【しぜんち】

自然地とは、市街地以外の土地で、主として樹林地や農地のことをいいます。

(P.32)

・ 自然排水区域【しぜんはいすいくいき】

流域に降った雨が河川にそのまま排水される地域をいいます。

(P.9,10,27)

・ 斜面林【しゃめんりん】

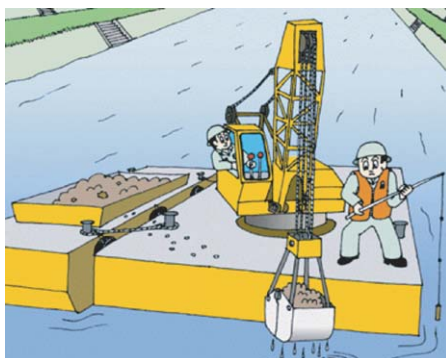
斜面林とは、斜面地にある林のことをいいますが、特に都市部では、斜面地だけが開発されず樹林地として残ることが多いので、貴重なものとされている場合があります。

(P.7)

・ 浚渫【しゅんせつ】

浚渫とは、一般的に水面以下の掘削をいい、川底に堆積した土砂などを取り除き、元来あるべき深さを回復する工事のことをいいます。

(P.6)



・ 親水施設【しんすいしせつ】

親水施設とは、河川において地域住民の水に親しむ憩いの場として設置された植樹帯、花壇、階段護岸、緑化護岸、休憩施設、水遊び場、遊歩道等の施設のことをいいます。

(P.10)

・ 浸水想定区域【しんすいそうていくいき】

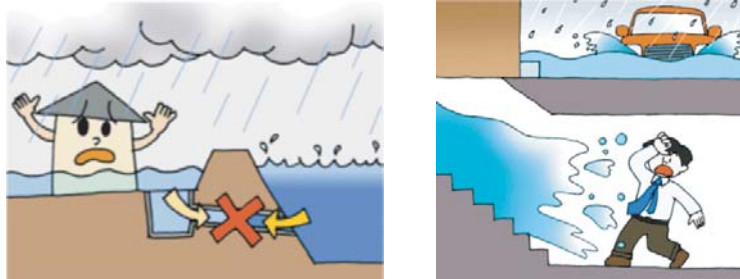
洪水はん濫時に想定される浸水区域のことをいいます。河川の整備状況を勘案して、洪水防御に関する計画の基本となる降雨波形を用い、大雨が降ったことにより河川がはん濫した場合に想定される浸水の状況を、シミュレーションにより求めたものです。

(P.34)

・ 浸水被害【しんすいひがい】

浸水被害とは、大雨により地域や家屋などが水につかることにより発生する被害のことをいい、地域についてはその面積、家屋については床上・床下の浸水戸数で表現します。道路については、冠水といいます。

(総説,P.6,9,10,12,16,20,21,26,27,29,32,33,34,36)



・ 浸透ます【しんとうます】

浸透ますとは、雨水浸透施設の一つで、雨水ますの底部や側面を開口または多孔にして砂利や碎石を敷き並べ、雨水を浸透させるものをいいます。

(P.20)

・ 新流域整備計画【しんりゅういきせいびけいかく】

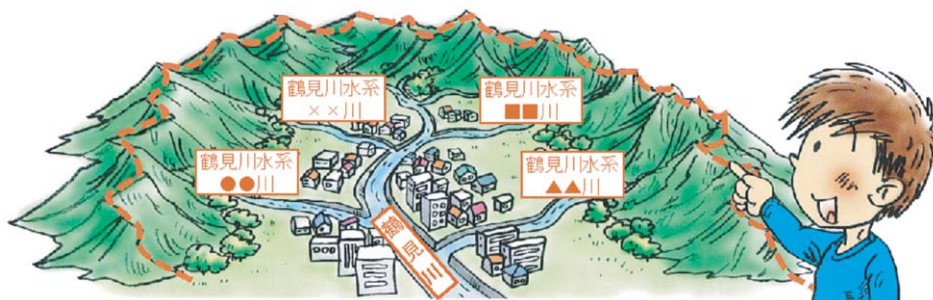
新流域整備計画とは、総合治水対策の施策の拡充・強化、及び実施方策の整備の観点から、従来の「流域整備計画」を見直したものです。鶴見川では平成元年（1989）に策定されました。これにより、鶴見川流域の保水機能の確保や土地利用誘導をはかっています。

(P.16)

・ 水系【すいけい】

同じ流域内にある本川、支川、派川（本川から分かれて流れる河川）およびこれらに関連する湖沼を総称して水系といいます。鶴見川では、矢上川、早淵川、鳥山川、恩田川、梅田川等の10支川を含めて、鶴見川水系と呼びます。

(P.6)



・総合治水対策【そうごうちすいたいさく】

総合治水対策とは、急激な都市化によって雨水の河川への流出量が増加したことに対する治水対策で、河川整備（河道改修や遊水地建設など）とともに、流域対策（雨水流出量の抑制）、下水道対策（雨水貯留管の整備）を行うことによって治水安全度の向上を図るものです。

(総説, P.16)

・総合治水対策特定河川【そうごうちすいたいさくとくていかせん】

都市化の進展と流域開発に伴い河川の治水安全度の低下が著しい河川や、従来から浸水被害が著しい既成市街地が大部分を占める河川の内、流域の持つ保水・遊水機能の確保及び災害の発生の恐れがある地域での土地利用の誘導等の措置と併せて河川改修事業を重点的に実施する総合治水対策特定河川事業を行っている河川のことをいいます。

(P.16)

[た 行]

・台地【だいち】

台地とは、崖によって低地との境となる、表面の平坦な台状あるいは階段状の地形のことをいいます。

(P.1,12)

・玉石積み護岸【たまいしづみごがん】

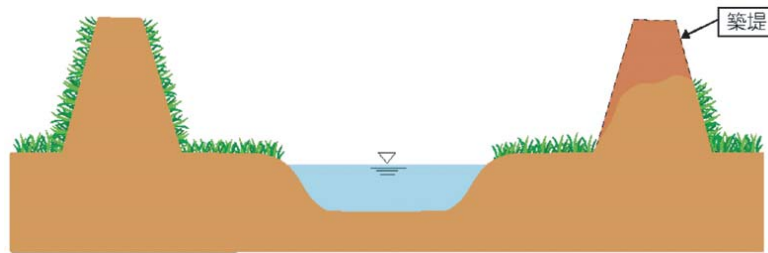
玉石積み護岸とは、表面を玉石積みにし、その内部に粗石を詰めた構造の護岸のことをいいます。

(P.8)

・築堤【ちくてい】

築堤とは、堤防をつくることをいいます。

(P.6,7,16)



・治水【ちすい】

治水とは、河川の氾濫・高潮等から、住民の生命と財産・社会資本基盤を守ることをいいます。具体的には、堤防・護岸・ダム・遊水地などの整備や、河道浚渫等が含まれます。

(総説, P.6, 16, 30, 36)

・治水安全度【ちすいあんぜんど】

治水安全度とは、洪水を防ぐための計画を作成するとき、対象となる地域の洪水に対する安全の度合い（治水安全度と呼ぶ）を表すもので、この計画の目標とする値です。一級河川の主要区間の計画規模は1/100～1/200、言いかえるなら、平均して100年～200年に一度の割合で発生する洪水流量を目標に整備されています。

(総説, P.16, 30, 36)

・調整運転【ちょうせいうんてん】

調整運転とは、降雨により排水先河川の水位が上昇し、溢水する可能性がある場合、河川水位の上昇を抑制するために内水域のポンプ出力を調整（停止）することです。

(P.33)

・調整池【ちょうせいち（ちょうせいいけ）】

調整池とは、雨水を一時的に貯めることによって、河川の流量が急激に増加しないよう調整する機能を持った施設のことであり、防災調整池ともいいます。平時はレクリエーションなどの利用もできる多目的な施設もあります。また、河川管理者が洪水防御を目的として設置する調整池を河川調整池といいます。

(P.16)

・調節池【ちょうせつち（ちょうせついけ）】

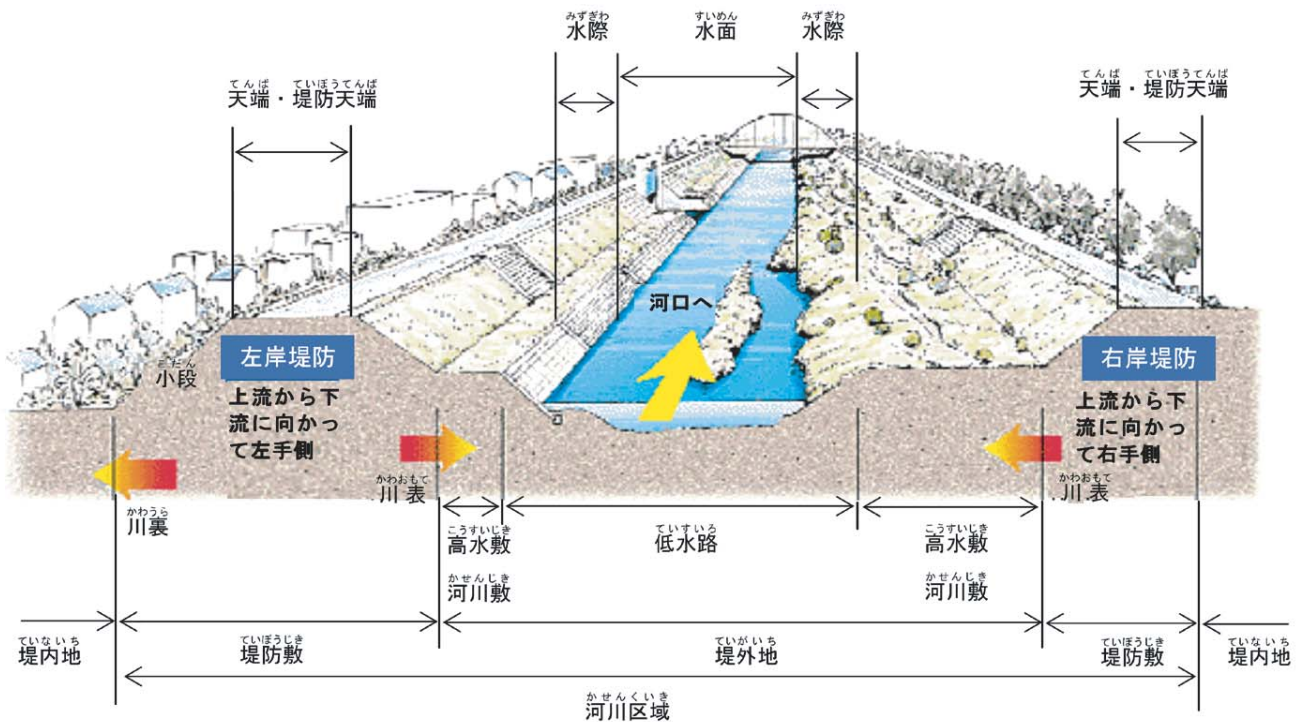
洪水を一時的に貯めて、河川の水位が上昇した場合に洪水の最大流量（ピーク流量）を減少させるために設けた区域を遊水地または調節池と呼びます。機能は遊水地と同じですが、遊水地の池底より掘り下げたものを調節池といいます。

(P.6,7,28)

・堤防【ていぼう】

堤防は、洪水を川の外に溢れさせず、水害から人々を守るための人工構造物であり、計画高水位以下の水位の洪水を安全に流下させるように設計されています。

(P.26)



・透水性舗装【とうすいせいほそう】

透水性アスファルト、透水性平板、透水性ブロックなどの空隙を有する透水性の材料でつくられたもので、本体およびその目地を通して雨水を地表面より地中に浸透させる舗装のことをいいます。

(P.32)

・特定都市河川【とくていとしかせん】

都市部を流れる河川（河川法第3条第1項に規定する一級河川と二級河川をいう。以下同じ）であること、その流域において著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあること、河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難であることのいずれの要件にも該当する河川のうち、国土交通大臣又は都道府県知事が特定都市河川浸水被害対策法の規定により区間（河川法に規定する河川の区間とは必ずしも一致しない）を限って指定する河川をいいます。

(総説, P.1, 16, 20, 22, 24, 25, 26, 29, 30, 31, 32, 39)

・特定都市河川浸水被害対策法【とくていとしかせんしんすいひがいたいさくほう】

特定都市河川浸水被害対策法とは、著しい浸水被害が発生するおそれがある都市部を流れる河川およびその流域について、総合的な浸水被害対策を講じるため、流域水害対策計画の策定、河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備、雨水の流出抑制のための規制、都市洪水想定区域などの指定・公表などを定めた法律のことをいいます。

(総説, P.20)

・特定都市河川流域【とくていとしかせんりゅういき】

特定都市河川の流域として国土交通大臣又は都道府県知事が法第3条の規定により指定するものをいい、特定都市河川の自然流域を越えて特定都市下水道の排水区域（下水道法第2条第7号に規定する排水区域をいう。以下同じ）がある場合、当該排水区域も特定都市河川流域に含みません。

(総説, P.1, 16, 22, 24, 25, 26, 30, 31, 32)

・特別警戒水位【とくべつけいかいすい】

特別警戒水位とは、平成17年7月1日施行の改正水防法に基づき、洪水により川がはん濫し避難等が必要となるおそれがあることを住民にお知らせするための目安となる水位のことです。

(P.35)

・都市洪水【としこうずい】

特定都市河川流域において、洪水（破堤、溢水）による浸水をいいます。（いわゆる外水はん濫の状態をいいます。）

(P.26, 33, 34)

・都市浸水【とししんすい】

一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道、その他の排水施設もしくは河川その他の公共の水域に雨水を排出できないことによる浸水をいいます。(いわゆる下水道その他の排水施設による溢水又は湛水等の内水はん濫の状態をいいます。)

(P.26,27,33,34)

・都市浸水想定区域図【とししんすいそうていくいきず】

特定都市河川浸水被害対策法 32 条第 2 項及び第 3 項の規定による都市浸水想定区域の指定並びに同条第 4 項の規定による都市浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する際に使用する、都市浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深、その他必要な事項を図示した図面のことをいいます。

(P.34)

[な 行]

・内水排除ポンプ【ないすいはいじよぽんぷ】

河川の出水による河道の水位が上昇すると堤内地の自然排水が困難となり浸水被害が生じますが、この堤内に停滞した雨水を排除するポンプのことをいいます。

(P.11,31)

・内水被害【ないすいひがい】

内水域に降った雨が内水排除施設能力を上回ったり、本川の水位が上昇し、本川へ流れ込んでいる小さな川や水路等からの排水が十分に行われず湛水することによって生じる被害を内水被害と呼んでいます。

(P.10,12,13,21,34)

・根継ぎ護岸【ねつぎごがん】

根継ぎ護岸とは、既に施工した護岸が河床の低下により、根入れが不足する（剥がれやすくなる）場合に、さらに深く継ぎ足した護岸のことをいいます。

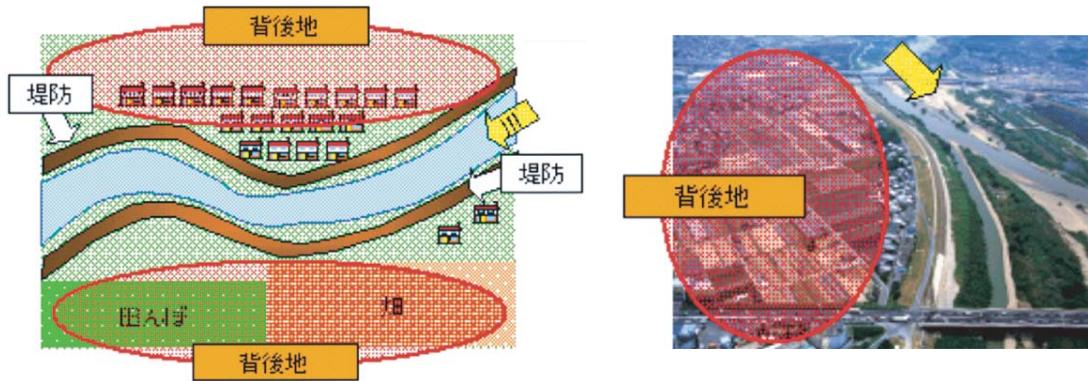
(P.7)

[は 行]

・背後地【はいごち】

堤防を挟んで、川と反対側にある、堤防によって洪水から守られている地域のことです。

(P.26)



・バク【ばく】

バクとは、中南米や東南アジアの森林や水辺のやぶの中に生息する体長 200～250cm の大型のほ乳類で体型は卵形の流線型で、四肢は太く短く、また悪夢を食べてくれるという伝説のある動物です。鶴見川流域は、その形が斜め左後ろからみたバクに似ているところから、市民活動や行政の啓発活動において、バクを鶴見川流域のキャラクターとして使っています。

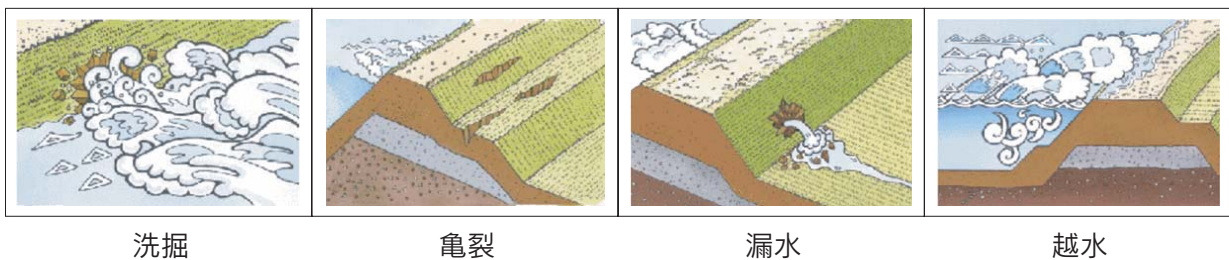
(総説)



・破堤【はてい】

堤防が壊れ、増水した川の水が堤内地に流れ出すことをいいます。下図に示すように、洗掘、亀裂、漏水、越水などが、増水した河川の堤防において生じると、破堤を引き起こす原因となります。

(P.26,33)



洗掘

亀裂

漏水

越水

・ 氾濫【はんらん】

溢水が地表面上を流下・拡散する現象の総称であり、氾濫には内水氾濫と外水氾濫があります。外水氾濫は増水した河川の水が堤防を越水したり、堤防に生じる洗掘、亀裂、漏水等により破堤が生じることにより、河川水が堤内地に氾濫する現象のことをいいます。また、内水氾濫は内水域の雨水排除施設能力を上回ったり、排水先河川への排水が十分に行われないことによって生じる浸水現象のことをいいます。

(総説, P.12,16)

・ ビオトープ【びおとーぷ】

ビオトープとは、ドイツ語で生物生息空間のことですが、一般に自然またはそれに近い動植物の生息場所のことをいいます。近年、公園や学校の校庭、ビルの屋上、調整池などに動植物の生息場所を人為的に作り、まちの中で生きものとふれあえる環境づくりの方法として様々なビオトープができています。

(P.21)



調整池ビオトープ



学校ビオトープ



屋上ビオトープ

・ 光ファイバーネットワーク【ひかりふあいばーねっとわーく】

光ファイバーネットワークとは、光信号で通信を行う伝送路ネットワークです。材料は石英ガラスやプラスチックを使用し、従来の同軸ケーブルの約 1000 倍の大量伝送が可能で、また、電磁誘導の影響を受けにくいため正確に速く情報を伝送できます。また CCTV などの河川管理施設等と接続することにより、画像などの情報の収集をスムーズに行うことができます

(P.34)

・普通河川【ふつうかせん】

普通河川とは、公共の水流及び水面のうち、一級河川、二級河川又は準用河川のどれにも指定されない河川のことをいいます。一級河川等の上流や、流路延長の極めて短い小川等が該当します。

(P.10)

・防災教育【ぼうさいきょういく】

災害から身を守るために、災害の教訓に学び、各種災害の性格とその危険性を知り、災害時にとるべき行動を知識として身につけ、平時における備えを万全とする防災に関する教育・啓発活動のことをいいます。

(P.21,34)

・防災調整池【ぼうさいちょうせいち（ぼうさいちょうせいいけ）】

山林や農地等が宅地や商業施設等に開発されると、雨水が地中に浸透しにくくなり、下流の排水施設や河川への流出量が増加します。防災調整池は、雨水の河川への流出量を一時的に貯留することを目的に設置される施設のことをいいます。

(総説, P.16,20)



・放水路【ほうすいろ】

放水路とは、治水対策として河川の途中から分岐して新川やトンネルを開削し、直接海や他の河川、あるいは元の本川に放流する人工水路のことをいいます。分水路と呼ばれることもあります。

(P.6)

・保水・遊水機能【ほすい・ゆうすいきのう】

保水機能とは、農地や森林土壌が、流域内において雨水を一時的に浸透・貯留する機能のことをいいます。

遊水機能とは、河川沿いの田畑などにおいて雨水または河川の水が流入して一時的に貯留する機能のことをいいます。

(総説, P.12,20)

・保全調整池【ほぜんちょうせいち】

防災調整池のうち、特定都市河川浸水被害対策法第23条の規定により指定されるものをいい、100m³以上の防災調整池を都道府県知事が指定することができます。

なお、保全調整池の規模要件は、当該防災調整池の形状寸法による貯留容量についてのみです（浸透量は要件に含まれません）。

(P.20)

・堀込み河道【ほりこみかどう】

堀込み河道とは、地盤高が高く堤防を設ける必要のない河道状況のことをいいます。

(P.7,8)

・本川【ほんせん】

本川とは、同じ流域を流れる河川の中で、河川流量・河川延長・流域面積の大きさなどからもっとも重要と考えられる、あるいは最大の河川のことをいいます。対する用語としては、支川があります。

(P.6,7,10)

・ポンプ場【ぼんぷじょう】

ポンプ場には、雨水を排除する雨水排水ポンプ場と汚水の中継する汚水中継ポンプ場があります。雨水排除ポンプ場は雨水をポンプ場の力により速やかに河川に排水し、道路冠水を防ぐ施設のことを言い、汚水中継ポンプ場は自然流下で流れる汚水をポンプ場で高所に汲み上げ、再び自然流下させる施設です。

(P.9,10,11)

・ポンプ排水区域【ぼんぷはいすいくいき】

排水先河川の水位が上昇した場合に、堤内地側に降った雨水が河川へ流出できなくなる区域のことをいいます。雨水排水のためには、ポンプ施設等による排水が必要となります。

(P.9,27,31)

[ま 行]

・水再生センター【みずさいせいせんたー】

下水処理場のことをさし、下水道管を流れてきた下水をきれいにして川や海に放流する施設のことをいいます。

(P.9,11,27)

・盛土【もりど】

盛土とは、地盤上に土を盛り立てて構築した土構造物のことをいいます。これまで水田として利用していた土地を、畑地とする場合もこれに該当します。

(P.20)

[や 行]

・ 谷戸【やと】

谷戸とは、丘陵地の谷間の、森や沼池や小川の源流などがある豊かな自然環境のことをいいます。三方を高さ数十メートルの丘陵に囲まれた小川の源流域で、幅は数百メートル程度、奥行きは数キロ程度となっています。関東地方、特に多摩丘陵地区（東京都多摩地方、神奈川県東部）の地名に〇〇谷戸というように用いられることが多いです。

(P.1,8,22)

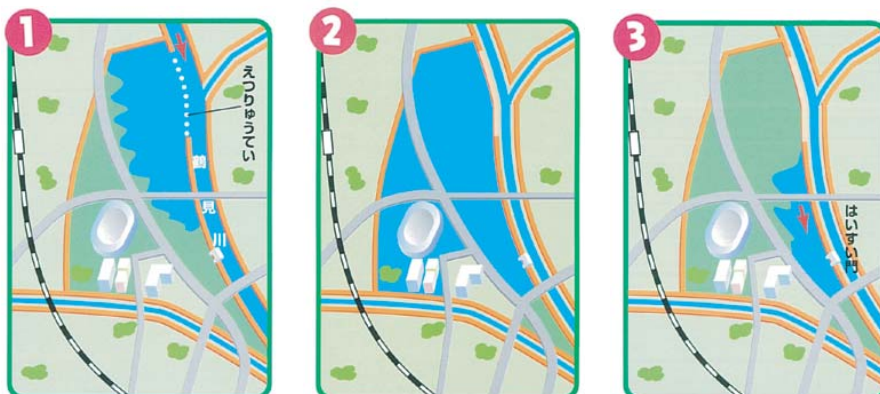


・ 遊水地【ゆうすいち】

洪水を一時的に貯めて、河川の水位が上昇した場合に洪水の最大流量（ピーク流量）を減少させるために設けた区域を遊水地または調節池と呼びます。

遊水地には、河道と遊水地の間に特別な施設を設けない自然遊水の場合と、河道に沿って調節池を設け、河道と調節池の間に設けた越流堤から一定規模以上の洪水を調節池に流し込む場合があります。

(P.6,7,28)



・ **流出抑制施設【りゅうしゅつよくせいしせつ】**

流出抑制施設とは、降った雨を一時的に溜め込む（貯留施設）、又は地中に浸透させ（浸透施設）一度に河川に流れ込まないようにする施設をいいます。

(総説, P.16)

[ら 行]

・流域【りゅういき】

流域とは、降雨や降雪がその河川に流入する全地域（範囲）のことをいいます。集水区域と呼ばれることもあります。

(総説, その他 多数)

・流域整備計画【りゅういきせいびけいかく】

流域整備計画は、流域の開発計画と調整を図った総合的な治水対策計画です。

鶴見川は昭和56年に策定し、治水施設の整備を早急を実施するとともに、流域が従来より有している保水・遊水機能の維持、増大を図る方策を流域関係機関の合意のもとに推進し、さらに洪水時の被害軽減策をも含めた総合的な洪水対策を実施しています。また、鶴見川では流域整備計画に対する保水機能保全対策の立ち遅れや盛土の進行が著しいため、総合治水対策の施策の拡充・強化及び実施方策の整備の観点から平成元年に「流域整備計画」を見直し「新流域整備計画」を策定しています。

(総説, P.16)

・流域対策【りゅういきたいさく】

流域対策とは従来、保水・遊水機能を果たしていた自然地が市街地化が進んで減少しているため、公園や学校、団地等の公共施設や民間の開発に際して、雨水貯留施設浸透設を設置して、雨水が河川へ流れ込む量を一時的に抑える対策のことをいいます。

(P.16,20,28)

・流出形態【りゅうしゅつけいたい】

流出形態とは雨が地上に落ち、河川に流れ込むまでの形態をいいます。土地の形状、土地利用の状況等により変化（地面にしみ込む量や河川まで到達する時間等）します。

流出形態の違いは、河川に到達する量や時間に影響するため、河川のピーク流量にも影響します。下図のように、開発前は流域の保水能力が高いため安全に流下していた洪水が、開発後は地表面がコンクリート等で覆われることにより河川への流出量が大きくなり、浸水の危険性が生じます。

(P.16)

